

資料

訳注 晉書刑法志 (一) (未定稿)

内田 智 雄

はしがき

この晉書刑法志の訳注は、既刊の漢書刑法志の訳注にひきつづき、同一の目的と方法とにより、また同一のメモバ
 ーによって行ないつつあるものであるが、周知の如く晉書は、六朝初唐に盛行した聯文調をもって書かれたところが
 すくなからずあり、そのため時として、字句を忠実に訳出することの困難な場合があり、また理解しがたい表現や、
 意義の明確を欠く記述などがあって、歴代正史の刑法志のうちでは、最も難解なもののひとつとって過言ではない
 と思う。加うるに、参照すべき注釈書も、参考に資すべき研究書も殆んどなく、訳注の困難さはまさに倍加している
 というべきである(なおわれわれ共同研究の同人である西田太郎氏に「読晉書刑法志雜記」——「東洋の文化と社
 会」第五輯——がある)。しかもなおわれわれが、あえてこの晉書刑法志を訳注の対象として選んだのは、単に時代
 的に漢書刑法志に次するものであるということのみによるのでは決してない。換言すればわれわれが、この訳注を進
 めていく上で、遭遇するであろう資料的なまた訓詁学的ないたの難点を十分に予想しながらも、あえてこの書を訳
 注の対象としたのは、いつにこの書の歴史的なまた文献的な意義や価値を確信するからにはかならない。しかしなが

らわれわれは、現にすでに、われわれの研究や討議にもかかわらず、未解決のまま留保せざるを得ない問題や、意見が分かれて帰一しない個所に逢着しているのであるが、さらにまたこのさき訳注の進行の過程において、数多くの解決しがたい問題に逢着するであろうことも、いまから十二分に予想せられるところではあるが、そのような場合には、不明な個所はそのまま提示して、われわれ自身の後考を期するとともに、同学の諸彦の高教を俟つこととしたいと考えている。事実また、晉書刑法志の場合には、このような方法による以外には、訳注を進行させていく方法がないように思われる。従ってこの訳注は、漢書刑法志の場合におけるよりも一層未定稿であって、そのためわれわれの研究の同人の中には、いまの段階では、この訳注をどんな形であれ、活字として公表することに躊躇を感じ、また強く反対するものもないわけではないが、これを活字として発表することによって、ひろく同学の高教を仰ぐ機会が多少とも多く得られるということ、またひとつには、かなり長文な刑法志の訳注の整理や補正にも、われわれ自身が便宜を得、またそれによって訳注を多少とも能率的に進めることができ、やがてまた、より完全な訳注たらしめ得るひとつの方法ともなし得ると考えたので、あえて同人の諸君に請い、ようやくにしてその諒解を得て、ここに未定稿中の未定稿たるこの訳注を、本誌に掲出することとしたのであるが、今後また誌面の許すかぎり、順を追うて掲載していきたいと考えている。しかしこの訳注が、上記のような意味のものであることを、かさねて読者に諒解を得ておきたいと同時に、かかる訳注の掲載に対して、心よく許諾をあたえられた「同志社法学」の編輯委員会に対して、深甚の敬意を表したいと思う。

なお訳注の底本として用いたものは、芸文印書館景印の殿本であるが、次に校合に用いた諸本とその所蔵者と、本訳注における右諸本の略称とを附記しておく。

百衲本

四部从刊所収

百衲本

宋版明修本

静嘉堂文庫蔵

宋明本

訳注 晉書刑法志(一)

元版明修本

静嘉堂文庫蔵

元明本

朝鮮銅活字印本

某家蔵

朝鮮本

南監本

嘉靖万曆順治補刊本

南監本

重刊宋秘閣本

秘閣本

斟注本

斟注本

南監本はテキストによつて補刊の多少に相違があるが今は一本によつてその補刊年を誌すこととした。たとえば南監本とあつて、その下に「嘉、一〇、(万、三)」などとあれば、それは嘉靖十年、万曆三年の補刊であることを示し、南監本とのみあるものは、正徳十年の刊であることを示している。

傳曰、齊之以禮、有恥且格、刑之不可犯、不若禮之不可踰、則昊歲比於

△宋明本には「比」が「此」になつている。

犧年、宜有降矣、若夫穹圓肇判、肖貌攸分、流形播其喜怒、稟氣彰其善

惡、則有自然之理焉、合室後刑、衢樽先惠、將以屏除災害、引導休和、

△百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・秘閣本・南監本はいづれも「合」が「念」になつている。

取譬琴瑟、不忘銜策、擬陽秋之成化、若堯舜之爲心也、郊原布肅、軒皇

△宋明本には「樽」が「樽」になつている。

有轡野之師、雷電揚威、高辛有觸山之務、陳乎兵甲、而肆諸市朝、具嚴天

△宋明本には「揚」が「上」になつている。

刑、以懲亂首、論其本意、蓋有不得已而用之者焉、是以丹浦興仁、羽山

△宋明本には「具」が「其」になつている。

咸服、而世屬僥倖、事關攸蠹、政失禮微、獄成刑起、則孔子曰、聽訟、

△宋明本には「首」が「日」になつている。

吾猶人也、必也使無訟乎、

△百納本には「關」が「闕」になつている。

古書に「これを斉ふるに礼を以てすれば、恥づるありてかつ格し」とある。刑の

規定の犯し得ないことは、礼の規範の越え得ないにおよばない。してみれば、少昊の時代は伏犧の時代にくらべると、一段と劣っていることになるであろう。②そもそも天地が始めて分れ、そこから天地の貌に似た人間が分れて、形体があたえられて喜怒哀の情がそなわり、氣質がさずけられて善悪の心はつきりあらわれてくるといふのは、自然の道理によるのである。夏の時、牢獄を念室と名づけて刑罰を二義的なものとし、また、むかし聖人が四つ辻に樽をおき、好むままに酒を飲ませて恩恵を重んじたのは、災害を防止し、平穩の状態を招きよせようとしたのである。よい政治は、音楽の感化にたとえられるものではあるが、しかも統御のための銜や策を忘れないのは、春と秋とが万物の化育を成しとげるのに擬えたものであり、堯舜が寛嚴両面に心を用いたのに倣ったものである。郊野に軍を出して武威を示した例としては、黄帝が絶轡の野で蚩尤を殺した戦があり、雷電が威嚴をふるったような例としては、高辛の時に共工が頭を不周山にふれて死ぬということがあった。軍隊を用いて悪人を伐ち、その屍を市場や朝廷にさらして見せしめしたり、天の刑罰をおごそかに執り行なって世を乱す張本人を懲したりするのは、その本意を考えてみるに、おそらくやむを得ずして行なったものと思われる。こういうわけで、堯のとき丹浦の戦があつて民が仁にはげむようになり、舜のとき羽山の刑があつて天下がことごとく服従したのである。ところが、世の中が僥倖によって治まっているにすぎない状態となり、ものごとの正しさがだんだんと虫ばまれていくようになる

※古書。

こゝでは論語のことをいっている。

※むかし聖人が……恩恵を重んじたのは。

淮南子の繆稱訓に、「聖人の道は、なお衢に中りて尊を置くがごときか。過ぐるもの斟酌すること、多少同じからざるも、おのおのその宜しきところを得」とある。

※絶轡の野。

逸周書嘗麥解に、赤帝が黄帝に説いて蚩尤を執えて中異の地で殺し、その地に名づけて絶轡の野というという記事がある。

※高辛の時に共工が頭を不周山に觸れて死ぬ。

淮南子原道訓に、「昔、共工の力、

と、政道は失なわれ礼制はおとろえ、裁判が発生し刑罰が作られた。それで孔子は、「^{うったえ}訟を聴くは、吾なほ人のごとし。必ずや訟なからしめんか」と述べている。

不周の山に觸れ、地を東南に傾かしむ、高辛と帝たらんことを争ふ」とある。

注① 「これを齊ふるに礼を以てすれば、恥づるありてかつ格し」。

※堯のとき丹浦の戦があつて。

論語為政篇に見える孔子のことば。全文は「子曰く、これを導くに政を以てし、これを齊ふるに刑を以てすれば、民免れて恥づるなし。これを導くに徳を以てし、これを齊ふるに礼を以てすれば、恥づるありて且つ格し」であつて、本文に引用されているのは、規範としての權威において、法は礼におよばないことを強く表明するものである。

呂氏春秋召類篇に「堯は丹水の浦に戦つて、以て南蠻を伏す」とある。

② 少昊の時代は伏羲の時代に比べると、一段と劣っていることになるであろう。

※舜のとき羽山の刑があつて天下がごとく服従したのである。

少昊は五帝の一に、伏羲は三皇の一に数えられる傳説上の帝王。三皇の世は礼の行なわれた理想的な時代とされているが、少昊の時には法が多く用いられるようになったと伝えられている。

③ 念室。

書経の舜典に「條を羽山に殛し……天下みな服す」とある。

初學記(卷二〇。政理部)に引く博物志に、夏の時代には獄を念室と称したことを載せている。漢代以後、各種の獄名の道徳的解釈があらわれている事実にかんがみると、「念室」を反省の場所といふほどの意味にとり、そこに「刑を後にする」精神が寓されていると解したものとと思われる。

④ 災害を防止し。

刑罰の濫用は自然現象に影響をおよぼし、災害発生の原因をなすといふ考えが、漢代以後有力となった。これは、かゝる天人相関の思想にもとづいて書かれている。

※「訟を聴くは、吾なほ人のごとし。必ずや訟なからしめんか」。論語顔淵篇のことば。裁判を公正にするより、訴訟が全然発生しないようにするのが、より根本的であるという意。

及周氏龔行、郤收鋒刃、祖述生成、憲章堯禹、政有膏露、威兼禮樂、或

觀辭以明其趣、或傾耳以照其微、或彰善以激其情、或除惡以崇其本、至
 夫取威定霸、一匡九合、寓言成康、不由凝網[△]、此所謂酌其遺美、而愛民
 治國者焉、若乃化蔑彝倫、道睽明慎、則夏癸之虔劉[△]百姓、商辛之毒痛四
 海、衛鞅之無所自容、韓非之不勝其虐、與夫甘棠流詠、未或同歸、秦文
 初造參夷、始皇加之抽脅、囹圄如市、悲哀盈路、漢王以三章之法以弔[△]
 之、文帝以刑厝之道以臨之、于時百姓欣然、將逢交泰、而犴逐情遷、科
 隨意往、獻瓊杯於闕下、徙青衣於蜀路、覆醢裁判、傾宗致獄、況乃數囚
 於京兆[△]之夜、五日於長安之市、北闕相引、中都繼及者、亦往往而有焉、
 而將亡之國、典刑咸弃、刊章以急其憲、適意以寬其網[△]、桓靈之季、不其
 然歟、

周の王朝は天の誅罰をつつしみ行なつて殷を倒すと、武器をしまいおさめ、民の
 育成を念とする先王の心を継承し、堯や禹の徳を明らかにするように務めたので、
 政治は甘露のように万民をうるおし、威武は常に礼樂と相伴^{ともな}つて用いられた。ある
 いは民の辞^{ことば}に目をとどめてその奥底の意を明らかにしようとし、あるいは民の言葉

△元明本・南監本・秘閣本には「網」が「納」になっている。

△宋明本には「謂」が「未」になっている。

△宋明本には「劉」が「刈」になっている。

△朝鮮本には「弔」が「吊」になっている。

△元明本・南監本には「京兆」が「京垂」に、秘閣本には「京陲」になっている。

△元明本・南監本・秘閣本には「網」が「綱」になっている。

に耳を傾けてその秘められた旨を知ろうとした。あるいは善を表彰して民の情をはげまし、あるいは悪を除き去って根本の道を崇んだ。齊の桓公のように、威を一身に集めて覇者の地位を確立し、天下をひとつに匡し諸侯を統制したのも、成王や康王にあやかつて、きびしい法律で治めることをしなかったのは、いわゆる古の美風を酌みとって、民を愛して国を治めたものにはかならない。ところが民を導くのに天の常道を見し、政治のやりかたが明慎の精神にそむいた例としては、夏の桀王が[※]あまたの民を殺し、殷の紂王が天下を苦しめ、商鞅が自分自身刑罰を免れることができず、[※]韓非が悲惨な最後を遂げざるを得なかったような事実があるが、これらは、かの召伯が裁判の公正を甘棠の詩^⑤で歌いはやされたのとは、その帰趨を同じくするものではないのである。秦の文公は初めて三族を誅する刑を作り、^⑥始皇帝はさらに抽脅の刑を増したので、牢獄は市場のように人で充滿し、悲哀の音が道路にあふれる有様となった。そこで漢の高祖は三章の法を作ったのでこの虐げられた民をい[※]たわり、文帝は刑罰を用いないことを理想とする政治を行なって民に臨んだ。この時において、民は心の底からよろこび、いまにも泰平の世にめぐりあうおもいをした。しかるに、裁判はお上の心のままに動かされ、刑罰はその思うところにしたがつて科せられるようになり、瓊杯を闕下に献じ、[※]青衣を蜀路に徙し、^⑦醢を覆して刑を裁き、宗を傾けて獄に致す。^⑧況んやすなわち囚を京兆の夜に数え、長安の市に五日し、北闕あい引き、中都継及するもの、また往々にしてあるおや。そして今に

※齊の桓公。

管仲を用いて齊を富強ならしめ、春秋時代の覇者となった(685—643B.C.)。

※天下をひとつに匡し諸侯を統制したのも。

齊の桓公が「天下を一匡し諸侯を九合した」ことは、論語憲問篇など諸書に見えている。「一」や「九」をこの度数と解する説もあるが、いまは一匡糾合の意に解しておく。

※成王や康王にあやかつて。

成王や康王は紀元前十一世紀頃の周朝初期の王とせられ、刑罰を用いずに、理想的な政治を行なったと伝えられている。

※明慎。

周易の旅卦の象傳に「君子以て明慎刑を用ひ、獄に留めず」とあるのにもとづく。

※夏の桀王。

名は癸、夏王朝の最後の天子で(紀元前十八、九世紀頃と伝えられる)、殷の紂王(紀元前十二世紀頃と伝えられる)とともに暴戾な天子の代表とされている。

も滅びようとしている国は、定められた法をことごとくすてて顧みず、章を刊^{けず}つて法の適用をきびしくしたり、意のままに法をゆるやかにしたりするものであるが、桓帝[※]靈帝などのような末の世は、まさしくそうであったのではなからうか。

⑤ 甘棠の詩。

詩経召南の詩。その第一章に「蔽^{へいはい}芾^{かんとう}たる甘棠、剪^きるなかれ伐^きるなかれ、召伯の芟^{やと}りしところ」とあり、鄭玄の箋は。召伯が國中を巡行した時、この甘棠の樹下で男女の訟事を裁いたので、國人がながくその徳を追慕して、その木を伐るに忍びなかつたことを詠じたものと解している。また詩序にも、「召伯の教、南國に明らかなり」とある。要するに、明慎の精神にそむく政治を行なった桀王以下の四人を、召伯に対比して評価したものである。

⑥ 秦の文公は初めて三族を誅する刑を作り。

秦本紀に「二十年、法、初めて三族の罪あり」とある。文公二十年は746B.C.にあたる。三族は父母・兄弟・妻子とも、父の族・母の族・妻の族とも解せられる。要するに、一人が死罪に触れると、三族まで連座して死に処せられる制度である。

⑦ 瓊杯を闕下に獻じ。

漢書郊祀志上に、「其明年、平使人持玉杯、上書闕下獻之、平言上曰、闕下有寶玉氣、來者已視之、果有獻玉杯者、刻曰、人主延壽」と。また文帝紀十六年の條に、「秋九月得玉杯、刻曰、人主延壽、天下大醜、明年改元」などとある新垣平に関する事実をいう。

※商鞅が自身自身刑罰を免れることができません。

商鞅は衛の公子、姓は公孫。秦の孝公(361—338B.C.)に仕えて、政治上の大変革を行ない、秦を富強ならしめ、その功によって商邑に封ぜられた。故に商鞅といふ。嚴法をもって治めた商鞅が、終に自らも車裂の刑に處せられた(338B.C.)事実を指す。

※韓非が悲惨な最後を遂げざるを得なかつたような事実がある。

韓非子は韓の諸公子で、李斯とともに荀卿に學び、のち韓のために秦に使したが、李斯に謀られて、毒薬をもって自殺せしめられたことをさす(233B.C.)。

※秦の文公。(765—716B.C.)。

※始皇帝はさらに抽脅の刑を増した。

始皇帝(246—210B.C.)が抽脅の刑(肋骨を抜きとる刑)を増したことは、訳注漢書刑法志の三六頁にも見えているが、始皇帝のそれとしては記されていない。

青衣を蜀路に徙す。

史記彭越傳によると、梁王彭越が謀反の故をもって漢王に囚えられたが、「上赦以爲庶人、傳處蜀青衣」らしめたとあり、この句はあるはこの事実をさすかも知れないが、青衣を地名とすれば、「徙青衣於蜀路」という句作りは納得しがたい。もっともこの句は、上の「瓊杯を闕下に獻ず」と対句にするため、このような無理な句作りをしたとも考えられなくはないが、それにしても理解しがたい表現である。さらにまた成帝紀永始四年の条に、「青緑民所常服、且勿止」とあり、これによれば青緑色の衣服は、當時庶民の常服であったものの如く、もし然りとすれば、青衣は庶人の代名詞となり、従つて彭越を青衣の庶人として蜀に流すということとなつて、史記彭越傳の「上赦以爲庶人」にあい応ずることとなるが、この点明らかでない。醢を覆して刑を裁き、宗を傾けて獄に致す。

この両句の典拠や具体的な史實は明らかでない。囚を京兆の夜に數え。

これは漢書王章傳の記事にもとづく。王章は成帝(33—7 B.C.)の時、京兆尹となつたが、帝の舅、大將軍王鳳に陥れられて大逆罪となつた。王章傳に「(章)下廷尉獄、妻子皆收繫、章小女年可十二、夜起號哭曰、平生獄上呼囚、素常至九、今八而止、我君數剛、先死者必君、明日問之、果章死」とある。

長安の市に五日す。

これは漢書張敞傳の記事にもとづく。張敞は宣帝(74—49 B.C.)の時、京兆尹として令名があつたが、友人の楊惲が大逆罪に坐して誅せられ、そのため彼もその友人として免職せらるべきであつた。しかるに彼のみひとり免職されずにいた。以下張敞傳には次のように記している。「敞使卒捕掾絮舜、有所案驗、舜曰敞劾奏當免、不肯為敞竟事私

※漢の高祖は三章の法を作つて。

高祖は漢の初代の天子(202—188 B.C.)。三章の法とは「人を殺すものは死刑、人を傷害するもの、および盗みをするものは罪せられる」の三章である。

※文帝。(180—157 B.C.)

※「瓊杯を闕下に獻じ」以下「また往々にしてあるおや」までの數句は、その意義が必ずしも明らかでない。注⑦を参照。

※桓帝靈帝。

後漢桓帝(146—167)のと靈帝(168—189)因みに後漢は獻帝(189—220)の時に亡んでいる。

歸、其家人或諫舜、舜曰、吾為是公盡力多矣、今五日京兆耳、安能復案事、敝聞舜語、即部吏收舜繫獄、是時冬月、未盡數日、案事吏晝夜驗治舜、竟致其死事、舜當出死、敝使主簿持教告舜曰、五日京兆、竟如何、冬月已盡、延命乎、廼棄舜市」と。

北闕あい引き、中都継及するもの。

この二句その意義を明らかにしない。

⑧ 章を刊つて。

後漢書孔融傳や黨錮傳の注によれば、人を逮捕する場合、その逮捕状から殊さらに告発者の姓名を削り去って明らかにしないことをいう。なお、「この滅びようとしている國」の一節は、主として後漢末黨錮に対する朝廷の一定しない態度を指して述べたものと思われる。

魏明帝時、宮室盛興、而期會迫急、有稽限者、帝親召問、言猶在口、身首已分、王肅抗疏曰、陛下之所行刑、皆宜死之人也、然衆庶不知、將爲倉卒、願陛下下之於吏、而暴其罪、均其死也、不汙宮掖、不爲搢紳驚惋、不爲遠近所疑、人命至重、難生易殺、氣絶而不續者也、是以聖王重

之、孟軻云、殺一不辜而取天下者、仁者不爲也、世祖武皇帝、接三統之微、酌千年之範、乃命有司、大明刑憲、于時詔書頒新法於天下、海内同軌、人甚安之、條綱雖設、稱爲簡惠、仰昭[△]天矜、下濟民心、道有法而無敗、德俟刑而久立、及晉圖南徙、百有二年、仰止前規、挹其流潤、江左無外、蠻陬來格、孝武時、會稽王道子[△]、傾弄朝權、其所樹之黨、貨官私獄、烈祖昏迷、不聞司敗、晉之綱紀大亂焉、

△朝鮮本には「昭」が「沼」になっている。

△秘閣本には「道」が「導」になっている。

魏の明帝[※]の時には、宮殿が盛んに造営せられた。ところが工事の期限に常にゆとりがなく、もしそれをおくらす者があると、帝はその者を召し出して自ら問責したが、その者のことばがまだ終らないのに、すでに身と首とが別々になるという有様であった。そこで王肅[※]が次のように上疏直言した。「陛下が刑に処せられたところ

※魏の明帝。

三國魏の第二代の天子(226—239)。三國志の評に「心に任せて行なう」と見える如く、武断的性格の人であった。

※王肅。

王朗の子で字は子雍、經學者、後漢の興平二年(195)に生れ、魏の甘露元年(256)に死す。

のものは、みな死罪となって然るべき人間である。しかし、一般のものはそのわけを知らないの、陛下が軽々しく死罪にされたと思うかも知れない。願わくば陛下、罪人は役人に下げわたして、その罪状を明らかにするようになさりたい。そうすれば、同じく死罪にするにしても、宮中を血で汚すことなく、身分ある者たちの驚き悲しむところともならず、遠近の人々の疑うところともならない。人命は至っ

※「一人でも罪のない人間を殺して、……仁者はしない」。

孟子公孫丑上に、「一の不義を行ひ、一の不辜を殺して天下を

て大切なもので、生かすのは難く殺すのは易く、ひとたび呼吸が絶えたと生きかえらないものである。そういうわけで、聖王は人命を尊重する。孟子も、『一人でも罪のない人間を殺して、天下を取るといふようなことは、仁者はしない』、と云っている」と。世祖の武皇帝[※]は、三統循環の順序^①をうけついで天子となり、古来の模範政治を参酌し、役人に命じて大いに法令を正さしめた。そこで詔を下して新しい法令を天下に頒布したが、これによって国内すべて同じ法度が行われるようになり、人々は心から安んじた。法の条綱は設けられていたが、簡素にして寛大であると称せられ、上は天の深い恵みを明らかにし、下は民衆の心に満足をあたえた。まことに、道は法があつて始めてゆるがぬものとなり、徳は刑をともなつて始めて永く行なわれるものである。晉が南に徙^{うつ}つてから百二年間[※]は、前代に定められた法をよく遵守し、その余沢をくみとつたので、江左[※]の地はすみずみまで王化に浴し、遠方の蛮夷の国々まで来朝した。孝武帝[※]の時に、會稽王の道子^{ぎょうし}は朝廷の威権を一手に収めてほしいままにし、その樹立した徒党は、金銭で官位を売ったり、裁判を私したりしたが、帝は暗愚で、司法の役人の言に耳をかそうとしなかつたので、晉の綱紀は大いに乱れるにいたつた。

得るは、皆なきざるなり」とあるにもとづく。

※世祖の武皇帝。

晉の武帝すなわち司馬炎は、魏の元帝(260—265)の譲りを受けて天子となつた(265—290)。廟号は世祖。

※晉が南に徙つてから百二年間。

東晉は 317—420A.D.

※江左。

本来は揚子江の下流を指すことばであるが、こゝでは晉の版圖を意味する。

※孝武帝。

東晉の天子(372—395)、廟号は烈宗。たゞし本文には烈祖とある。

※會稽王の道子。

姓は司馬。

⑨ 三統循環の順序。

三統は人統・地統・天統をい、それぞれ今の二月・一月・十二月にあたる月を正月とする暦法である。この三種類の暦法を用いる三種類の王朝が、人統地統天統の順序をもつて循環交代すべしとする思想が漢代に成立した。具体的な一例を示せば、夏は人統、殷は地統、周は天統で、この三代は三統の理法によって出現した一組の王朝であると説明されている。従つてこゝに「三統の微に接す」というのは、この循環の序列にはまりこんで天子となることを意味する。また「三統の微」とあるのは、十二月一月二月の三箇月は、植物の発芽がまだ地上に現れず、地中にあつて微小であることを意味する。

傳曰、三皇設言、而民不違、五帝畫象、而民知禁、則書所謂象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、朴作教刑者也、然則犯黥者阜其中、犯劓者丹其服、犯贖者墨其體、犯宮者雜其履、大辟之罪、殊刑之極、布其衣裾、而無領緣、投之於市、與衆弃之、舜命臯陶曰、五刑有服、五服三就、五流有宅、五宅三居、方乎前載、事既參倍、夏后氏之王天下也、則五刑之屬三千、殷因於夏、有所損益、周人以三典刑邦國、以五聽察民情、左嘉右肺、事均鎔造、而五刑之屬、猶有二千五百焉、乃置三刺三宥三赦之法、一刺曰訊羣臣、再刺曰訊羣吏、三刺曰訊萬民、一宥曰不識、再宥曰過失、三宥曰遺忘、一赦曰幼弱、再赦曰老耄、三赦曰蠢愚、司馬法、或起

△南監本(嘉、三七)には「墨」が「黒」になっている。因みに尚書大伝には「墨」になっている。
△朝鮮本には「官」が「官」になっている。

△南監本(嘉、三七)には「殊」が「誅」になっている。

甲兵、以征不義、廢貢職則討、不朝會則誅、亂嫡庶則繫、變禮刑則放、

古書に、「三皇の時代は言葉でおきてを示しただけで、民が違反せず、五帝の時代は象刑しょうけいを設けただけで、民が禁をよく守った」とあるが、これは書経に、「舜が象刑をもつて五つの常刑すなわち五刑にあて、流刑を設けて五刑を寛宥し、鞭刑を作つて官事に関する刑罰とし、朴刑を作つて教育を行なううえの刑罰とした」というところのものである。象刑についていうと、鯨罪けいざいを犯したものは卑い頭巾を被らせ、劓罪えいざいを犯したものは丹い衣服をさせ、臙罪ひんざいを犯したものは膝に黒布をあてがい、宮罪きゆうざいを犯したものは雑い草履をはかせ、死刑という最も重い罪を犯したものは、領えりのない裁ちきりのままの麻の衣服をさせ、市場に放逐して民衆とともにこれをすてさるのである。そのうち、舜は皋陶こうたうに命じて、「五刑の適用は罪人が心から服従するようにせよ。五刑の適用が罪人の心服を得られたならば、死刑は原野と朝廷と甸師氏との三処において執行せよ。五刑の代りに、それぞれに相当する流刑に処せられた罪人には、懲しめのかせを加え、五種のかせを加えられた罪人は、その罪状によつて遠近三等の地域に流配せよ」といったが、これによると、前の時期に比べて事態はすでに複雑になってきている。夏后氏が王者として天下に君臨していた時は、五刑の条項は三千あり、殷は夏の制度に因りつつ増減するところがあった。周の時代

※「三皇の時代は……民がよく禁を守った」。

この通りの文は現存の文献には見あたらないが、よく似た文が孝経緯鈎命決および公羊傳襄公二十九年の何休の注に見える。

※鯨罪。

いれずみの刑に相当する罪のこと。

※劓罪。

はなぎりの刑に相当する罪のこと。

※臙罪。

膝蓋骨を切りとる刑に相当する罪のこと。

※宮罪。

男子は去勢、女子は幽閉の刑に相当する罪のこと。

は三とおりの刑法をもって諸侯の国を刑し、五聽^⑩によって民の罪状を判断し、嘉石を庫門外の左に、肺石を同じく右においた^⑪。そのやり方は金属を型へ流しこむのに似て教導的であったが、それでも五刑の条項はなお二千五百もあった。そこで三刺^⑫・三宥^⑬・三赦^⑭の法を作った。三刺は、第一に群臣に訊い、第二に群吏に訊い、第三に万民に訊うこと。三宥は、第一に不識、第二に過失、第三に遺忘を宥すこと。三赦は、第一に幼弱、第二に老耄、第三に憊愚^⑮を赦すことである。司馬法^⑯によれば、軍隊を用いて不義のものを征することがある。すなわち、天子に対する貢献の義務を廃すればこれを討ち、朝会[※]をしなければこれを誅し、嫡子と庶子との区別を乱せばこれを捕え、礼や法をほしのままに変えればこれを放逐する。(未完)

※司馬法。

古代の軍礼や兵法を論じた書で、齊の威王(紀元前四世紀)の時の作と伝えられる。漢書藝文志に、軍禮司馬法百五十五篇が見える。現行の司馬法五篇は後世の偽作といわれている。

※朝會。

「朝」は春の定例の參覲^{きん}、「會」は天子の命による不時の會合。

⑩ 「舜が象刑をもつて……教育を行なううえの刑罰とした」。

現在の舜典の文。漢代の解釈では、「象以典刑」は肉刑たる五刑を施すかわりに、それぞれの刑を表示する象徴をもつてすることとされているが、こゝもそれによつたことは、下文に象刑の内容を説明しているところから容易にわかる。

⑪ 舜は皋陶に命じて、……遠近三等の地域に流布せよ」といった。

この一節はいまの書經舜典に見える。漢代の解釈によると、「三就」とは、大罪は原野において、次罪は市朝において、王の同族は甸師氏において、それぞれ処罰することをいう。甸師は周礼に見える官で、郊野を管理することを職掌とするが、王の同族を特にこゝで処刑するのは、衆人の目を避けるためと解されている。「五流有宅」の「宅」は「吒」の字の假借で、懲しめのかせをいう。この部分の書經の解釈は、漢代の學者とい

わゆる孔氏傳との間になんり異同があるが、上に「書所謂」として引かれた舜典の文が、漢代の解釈によつてゐることが明らかであるから、この部分も一貫して漢代の解釈に従ふこととした。なお、こゝで、前の時期に比べて事態がすでに複雑になつてきているといふのは、その意義が必ずしも明らかでないが、しかし舜が皋陶に命じたのは、堯が崩じて舜が天子になつたのちのことであるのに対し、上に述べた象刑のことは、堯の在世中、舜が政事を摂行していた時であるから、その間における時代や事態などの変遷を述べることはであると考へられる。

⑫

五聽。

周官小司寇に、「五声を以て獄訟を聴き、民情を求む」とあり、罪人の言葉つきや態度から、その罪の有無を判定することをさす。辭聽とは、罪人の陳述の言葉つきから曲直を察すること。色聽とは、その顔色から判定すること。氣聽とは、その呼吸づかいの様子から判定すること。耳聽とは罪人が訊問を正しく聞きとりうるか否かによつて判定すること。目聽とは、その視線の正邪から判定すること。

⑬

嘉石 肺石。

周禮大司寇に、「嘉石を以て罷民を平すひな云云、肺石を以て窮民を達すた云云」とあるのにもとづく。嘉石は文様のある石で、軽度の過失犯人は、一定期間桎梏を加えて嘉石に坐せしめ、かつ所定の労役に服せしめたのちこれを釈放する、一種の教育刑的措置。肺石は赤色の石で、直訴せんとするものは、三日間肺石の側に立っていると、その申出が上達されることになつてゐる。庫門は天子の宮殿に通ずる正面五門のうち、外から二番目の門で、この二つの石は庫門の外の広場、すなわちいわゆる外朝の左右両側に設けられたといふ。

⑭

三刺。

周官の司刺に、「三刺を以て庶民の獄訟の中を断ず」とある。刺とは殺す意で、三刺とは、群臣・群吏・萬民の意見を問うて、疑義のない場合に始めて死刑にすることである。

群臣とは、孔穎達の疏によると、士以上の身分のものをさし、群吏とは胥吏以下のものをさし、萬民とは民間にある有徳者をいうとある。

⑮ 三宥。

同じく周官の司刺に見える。宥とは寛やかにする意で、減刑することである。不識とは、鄭司農の注では、愚民の無知による犯罪と解しているが、鄭玄の注によると、対象を誤認して犯した罪、たとえば親の仇である甲を討つのに、人違いして乙を殺した場合など。過失とは、犯意なくして生じた罪で、たとえば木を切ろうとして、手もとがくって人を切った場合など。遺忘とは、不注意による犯罪であつて、たとえば帷とほりや簾すずりの向う側に人のいることを忘れて、矢をもってこれを射たような場合など。

⑯ 三赦。

同じく周官の司刺に見える。赦とはその刑を免除するの意。幼弱とは、漢律においては八歳未満のもの。老眊まうとは、おなじく漢律では八十歳以上の老人をさす。憊愚とは、生れつきの白痴。この三者は、殺人の下手人でないかぎり、刑を免除する定めであつた。